

3月は多くの法人が決算を迎えます。前号では、令和6年度の税制改正についてご紹介しましたが、今号では令和5年度税制改正を踏まえ、賃上げ促進税制についてお伝えします。

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度 中小企業者等の賃上げ促進税制について（資本金1億円以下の企業など）

国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を比較し、下記表の適用要件を満たした場合、税額控除の適用があります（最大40%の税額控除）。給与等支給額とは、国内雇用者（パート、アルバイト含む。但し役員と特殊の関係のある者（6親等内など）は含まれません。）に対する給与等（給料・賃金・賞与など）をいいます。

	適用要件	税額控除限度額
上乗せなし	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額
上乗せ措置	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額を上乗せ
	$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 10\%$ (注) 比較教育訓練費は、前事業年度の教育訓練費の額	控除対象雇用者給与等支給増加額の10%相当額を上乗せ

教育訓練費について

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

従業員に対して職場つみたてNISAの奨励金を支給した場合の賃上げ促進税制の取扱いについて

職場つみたてNISAの奨励金を企業が従業員に支給した場合、支給方法や計上される費用科目にかかわらず、賃上げ促進税制における給与等支給額に該当することが示されています。

2024年1月から電子取引データの保存制度が改正されましたが、対応の状況はいかがでしょうか。企業規模に関わらず、全ての事業者が対象です。改めてご紹介いたします。

1. 電子帳簿保存法上の区分

電子帳簿保存法は以下の3種類です。電子取引以外については、従来通り紙保存が可能です。

電子帳簿保存法上の区分	適用
① 電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）	任意
② スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）	
③ 電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）	義務

2. 電子取引のデータ保存の対象

電子取引の具体例としては、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引、インターネット上から取引情報をダウンロードする取引等があります。

3. 電子取引データの保存要件

次の(1)～(3)の電子保存要件を満たす必要があります。

- 改ざん防止のための措置：①事務処理規程の策定・運用、②タイムスタンプの付与、③履歴が残るシステムでの授受・保存の方法があります。事務処理規程のサンプルは国税庁HPにあります。
- 日付・金額・取引先で検索できるように：①専用システムを導入、②受領した請求書等データのファイル名に通し番号を付して索引簿を作成、③請求書等データに規則的なファイル名を付す等の方法があります。
- ディスプレイ・プリンタ等の備え付け